

財務省告示第三百八十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十八年九月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年十月六日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記号 利付国庫債券（変動・十五年）（第四十二回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十八年度における財政運営のため

三 振替法の適用等 法律（平成十八年法律第十一号）第二条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「競争入札発行」という。）及び価格競争入札発行」という。）及び価格

五

方募

入決定の

札格競争

各申込みのうち応募価格の高い

口

国債市場

各債市場特別参加者ごとの応募限度額を割り当てる。

八

国債市場

各債市場特別参加者ごとの応募限度額を割り当てる。

六

イ 発

札格競争

額面金額で一兆三千一百億円の発行に基き、発行した千億円の発行額を割り当てる。

格競争入札の募集入札の決定をした後、行われ、入札の決定をした。ごとの募集限度額を定めるもの。非価格競争入札

当てる。その応募額を順次割り

応募限度額を割り当てる。

額面金額で一兆三千一百億円の発行に基き、発行した千億円の発行額を割り当てる。

八				七				八				口											
者	特	国	行	争	非	者	特	国	入	価	込	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国
・	別	債	入	札	格	・	別	債	札	格	込	札	格	・	別	債	債	入	札	格	・	別	債
第	参	市	発	競	第	参	市	発	競	第	参	市	発	競	第	参	市	発	競	第	参	市	発
加	場	場	場	場	加	場	加	場	行	争	金	行	争	場	加	場	加	場	行	争	場	加	場
円	八					円	九		一				八					九					
百	百					百	五		兆				百					五					
十	十					十	六		七				十					十					
億	億					億	六		億				億					億					
八	千					千	九		千				千					千					
千	百					百	九		百				百					百					
五	九					九	百		十				十					十					
百	十					十	五		五				五					五					
九	十					十	万		万				万					万					
十	二					二	万		万				二					二					
二	万					万							万					万					
万						万							万					万					

法律第二十一条の規定に基づき発行した利付債の額は、千七百八十億千九百六十万円で、特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行した利付債の額は、七億三千六百九十万円である。

国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行した利付債の額は、八億九千二百九十万円である。

国債市場参加者の特別参加資格競争入札発行の額は、一兆七億三千九百十五万円である。

国債市場参加者の特別参加資格競争入札発行の額は、八百八十九億八千五百九十二万円である。



十三

の経過  
払過  
込み子

直近における入札の結果に基づき算出された複利回り（以下「基準金利」という。）から、〇．五〇パーセントを控除した率。ただし、控除した率が〇パーセントを下回るときは、その率は〇パーセントとする。

(一) 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第二号の規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{償還金額の総額} \times 1.22 \times 5}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額

十四

初期  
利子

へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合に、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十九年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した

金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十六号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.22}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎  
年  
三  
月  
二  
十  
日  
及  
び  
九  
月  
二  
十  
日  
を  
支  
払  
期  
とし、各支払期におい  
て、その日以前六个月内に属する  
利子として、次の算式により算  
出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \text{標準金利} - 0.50}{100} \times \frac{1}{2}$$

平成三十三年九月二十日  
額面金額百円につき百円

日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者

償還期限  
償還金額  
元利支  
払場所  
入札参加  
払込期日

平成十八年九月二十五日

第十五  
後第二期  
の利息以